

(所要額：1,998億円)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は31年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

注2：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注3：麦、大豆、そばについては、農産物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

注1：31年産の麦（小麦・大麦・はだか麦）・てん菜については、TPP11の発効を踏まえ、改定されております。

注2：全ての品目について、31年度中に予定されている消費税率の引上げまでに、これを考慮した対応を行う予定です。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	9,040円	8,540円	8,390円	8,330円	7,880円	7,380円	7,230円	7,170円
上記以外	6,740円	6,240円	6,090円	6,030円	5,580円	5,080円	4,930円	4,870円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,550円	5,130円	5,010円	4,960円	4,690円	4,270円	4,140円	4,090円
六条大麦 (50kg当たり)	6,030円	5,610円	5,480円	5,430円	5,000円	4,580円	4,460円	4,410円
はだか麦 (60kg当たり)	8,650円	8,150円	8,000円	7,910円	7,080円	6,580円	6,430円	6,350円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	9,940円	9,250円	8,570円
特定加工用大豆	7,890円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,390円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64円	11,610円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	17,470円	15,360円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,940円	9,200円

(参考) 平均交付単価

対象作物	数量単価
小麦	6,940 円/60kg
二条大麦	5,490 円/50kg
六条大麦	5,720 円/50kg
はだか麦	8,230 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg
てん菜	7,390 円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/t
そば	16,840 円/45kg
なたね	9,920 円/60kg

【算定式】

$$\begin{array}{l}
 \text{平均} \\
 \text{交付単価}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{10a当たり生産費} \\
 \text{(直近3年平均)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{単収} \\
 \text{(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)}
 \end{array}
 }
 -
 \begin{array}{l}
 \text{販売価格} \\
 \text{(直近5年中最高・最低を除く} \\
 \text{3年の平均)}
 \end{array}$$

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

(2) 面積払（営農継続支払）

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

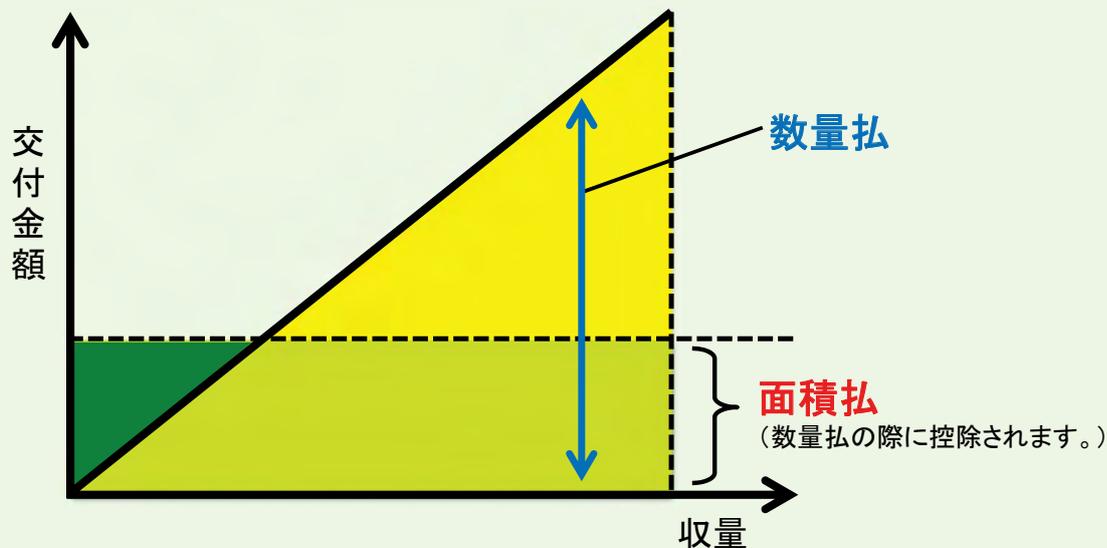
20,000円 / 10a（そばは、13,000円 / 10a）

※ 面積払は、自然災害により本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあって、交付されます。

③ 交付対象者

対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

数量払と面積払との関係



- 面積払については、単収^(※)が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。
- 申請されている面積払について、交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後、低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付を判断します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

平成31年4月1日より

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
北海道農政事務所	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
	福島県拠点いわき駐在所	0246-23-8517
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
	北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室
富山県拠点地方参事官室		076-441-9307
石川県拠点地方参事官室		076-203-9140
福井県拠点地方参事官室		0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	九州農政局	福岡県拠点地方参事官室
佐賀県拠点地方参事官室		0952-23-3136
長崎県拠点地方参事官室		095-845-7123
熊本県拠点地方参事官室		096-211-9336
大分県拠点地方参事官室		097-532-6134
宮崎県拠点地方参事官室		0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
	沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省政策統括官付 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。▶ [経営所得安定対策](#)

[検索](#)

